

特別養護老人ホームへき楽園 利用料金表
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. 介護保険の給付対象となるサービス費

○短期入所生活介護サービス費 【1日あたり】 (単位:円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金		6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
利用者負担額	1 割	603	672	745	815	884
	2 割	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
	3 割	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

○連続61日以上利用した場合の短期入所生活介護サービス費 【1日あたり】(単位:円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金		5,730	6,420	7,150	7,850	8,540
利用者負担額	1 割	573	642	715	785	854
	2 割	1,146	1,284	1,430	1,570	1,708
	3 割	1,719	1,926	2,145	2,355	2,562

※個室・多床室とも同じ単位です。また、併設型・空床型も同じ単位です。

○加算に関するサービス費 (単位:円)

加算項目		利用料金	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
1日あたり	看護体制加算(Ⅲ)イ	120	12	24	36
	看護体制加算(Ⅳ)イ	230	23	46	69
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	150	15	30	45
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	220	22	44	66
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		総単位数の14.0%			

○加算に関するサービス費【該当がある場合】 (単位:円)

加算項目		利用料金	利用者負担額										
			1割	2割	3割								
送	迎	加	算	1,840/回	184	368	552						
緊	急	短	期	入	所	受	入	加	算	900/日	90	180	270
長	期	利	用	減	算	-300/日	-30	-60	-90				

○介護予防短期入所生活介護サービス費【1日あたり】（単位：円）

		要支援1	要支援2
サービス利用料金		4,510	5,610
利用者負担額	1割	451	561
	2割	902	1,122
	3割	1,353	1,683

○連続31日以上利用した場合の介護予防短期入所生活介護サービス費【1日あたり】(単位：円)

		要支援1	要支援2
サービス利用料金		4,420	5,480
利用者負担額	1割	442	548
	2割	884	1,096
	3割	1,326	1,644

※個室・多床室とも同じ単位です。

○加算に関するサービス費

(単位：円)

加算項目	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
サービス提供体制加算(Ⅰ)	220/日	22	44	66
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14.0%			

○加算に関するサービス費【該当がある場合】

(単位：円)

加算項目	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
送迎加算	1,840/回	184	368	552

2.介護保険の給付対象とならないサービス費

○食費及び居住費【1日あたり】

(単位：円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費		300	600	1,000	1,300	1,445
		(朝食 305円・昼食 620円・夕食 520円)				
居住費	個室	380	480	880		1,231
	多床室	0	430	430		915

※介護保険負担限度額認定を受けることで負担する金額が軽減されます。軽減を受けるためには各市町へ申請書を提出してください。『介護保険負担限度額認定証』の交付を受け、ご提示いただくと、各段階に応じて上記の限度額までの支払いとなります。

◆高額介護サービス費について◆

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。利用者負担(介護サービス費の1～3割)が月額の上限を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。

◆社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について◆

低所得者で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用促進を図ることを目的に実施しています。

軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であり、各要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めたものとなります。軽減を受けるためには各市町へ申請書を提出してください。